

(株式会社形態の農業生産法人が認められた)

農業生産法人には、法人の形態や事業内容等について一定の要件が課され、その健全な育成に役割を果たしてきたが、一方で法人経営においては、これまで以上に生産物の高付加価値化や事業の多角化、マーケティング活動等による販路の拡大等を進め、信用面、販売面の強化を図ることが必要な状況になっている。

こうした背景を踏まえ、平成13年3月に、農業経営の法人化を推進し、その活性化を図ること等を目的とする農地法の一部改正が行われ、一定の条件のもとで農業生産法人として株式会社形態の選択が可能とされた(表Ⅱ-7)。このような株式会社形態をとる農業生産法人は、14年2月現在全国で15法人となっている。

このような農業生産法人制度については、新たな農業展開の可能性を有している一方で、農外資本に経営を支配されることになれば、土地利用規制の強化が実態的に採りがたい我が国の実情等もあり、農地の投機的な取得や水管理・土地利用の混乱につながる恐れがあるなどの農村現場からの懸念の声も依然強い。

こうしたなか、13年12月に総合規制改革会議において取りまとめられた「規制改革の推進に関する第1次答申」においては、農業の活性化とその健全な担い手をふやす観点から農業生産法人制度について「現行制度や実態について速やかに検証を図り、農業経営の株式会社化を一層推進するための措置を講じるべきである」とされ、本答申を最大限に尊重し、所要の施策に速やかに取り組むことが13年12月18日付けで閣議決定された。

今後はこうした状況を踏まえ、新たな農業生産法人制度の実施状況を検証しつつ、将来にわたる農業経営形態のあり方について真に我が国農業の発展に資するとの観点から検討を行っていく必要がある。

[コラム：増加のきざしをみせる株式会社形態の農業生産法人]

本文中でも紹介しているように、平成13年の農地法の一部改正によって農業生産法人としての株式会社形態の選択が認められ、現在この制度改正を受けて新たな事業展開に取り組む法人が増加しつつあります。これらの法人が株式会社形態を選択する契機は様々なケースが想定されますが、現状では3つの類型に分けることができます。

第1の類型は、これまで有限会社等の形態で農業生産法人として活動してきた法人が株式会社形態に組織変更するものであり、これらのなかには、すでに農業生産法人としての地歩を固めていた経営も多くみられますが、信用力の向上等さらなる経営発展のために株式会社化に踏み切っています。

例えば、現在15haの水稲栽培に加えて漬け物や米菓等の農産加工品の製造・

表Ⅱ－7 農業生産法人の要件

	改正前の要件	改正後
企業形態	・農事組合法人または会社（株式会社を除く）	・農事組合法人または会社（ <u>株式会社は株式の譲渡制限を行っているものに限る。</u> ）
事業	・農業（加工・貯蔵、販売、農作業受託等の関連事業を含む。）及びその附帯事業	・ <u>主たる事業が農業（関連事業を含む。）であること</u> ・ <u>農業以外の事業（関連事業を含む。）は総売上高の2分の1未満まで可能</u>
構成員（出資者）	構成員を以下の者に限定 ・農地または労働の提供者である個人 ・現物出資を行った農地保有合理化法人、農協及び農協連 ・法人の行う事業に係る物資の供給や役務の提供を受ける者（個人） ・法人の事業の円滑化に寄与する者 〔 <u>下二者の出資割合は、総議決権の1/4以下、構成員1人当たり1/10以下の範囲に制限</u> 〕	構成員を以下の者に限定 ・同左 ・現物出資を行った農地保有合理化法人、農協、農協連及び地方公共団体 ・法人の行う事業に係る物資の供給や役務の提供を受ける者（ <u>個人及び法人</u> ） ・法人の事業の円滑化に寄与する者 （ <u>下二者の出資割合に対する制限は維持</u> ）
業務執行役員	・過半は農業（関連事業を含む。）に常時従事する構成員 ・上記の常時従事役員すべてが農業に主として従事する者 ・農作業従事日数は法人事業従事日数の過半以上	・過半は農業（関連事業を含む。）に常時従事する構成員 ・上記の常時従事役員のうち過半が農業に一定程度以上従事する者 ・農作業従事日数は法人事業従事日数の過半以上または <u>60日以上のうちいずれか少ない方</u>

資料：農林水産省作成

注：下線部は、13年3月の農地法改正に伴う改正点である。

販売等を行っている石川県^{ののいちまち}野々市町のG法人は、出資者数に制限がないことにメリットを感じ株式会社へ移行しました。今後、消費者や取引先等に株主になってもらうことを通じて、より消費者ニーズをとらえた経営を展開していく計画です。

第2の類型は、畜産や施設栽培等の農地を利用しない農業経営を行っていた株式会社等が、農地を利用した農業経営を展開するため、農業生産法人として新たに農地を取得した事例です。

例えば、乳牛及び肉用牛の生産・育成等畜産経営を行ってきた北海道^{ひがしむことむら}東藻琴村のH法人は、これまで個人で行ってきた牧草の生産・販売部門を法人経営に統合し経営の効率化を図るため、農地の権利を取得しました。また、静岡県^{はまきたし}浜北市のI法人は、施設によるハーブの生産等を行っていましたが、経営規模の拡大を図るため、農地を取得し露地でのハーブ栽培を開始しました。

第3の類型は、農産加工品や農業生産資材の製造・販売業等これまで農業生産の場に間接的にかかわってきた関連事業者が、この制度改正を契機に自ら生産部門に参入する事例です。農産加工業者等は、収益性の向上や原料の安定的な調達を図るため生産部門に参入し、生産から販売までを一貫して行うことで経営戦略に柔軟に対応できる体制を構築しています。また、生産資材製造等の関連産業からの参入者は自社製品を使用することで低コストでの農業経営を実現し、経営の多角化による所得の向上に取り組んでいます。

例えば、広島県^{せらちよう}世羅町のJ法人は食品残さや鶏ふん等を原材料とした肥料を製造・販売していましたが、今回の制度改正を機に自ら製造した肥料を使用して水稻や野菜の栽培を始めました。当社は現在、有機肥料等を使用した付加価値の高い農産物の生産に取り組んでおり、その市場での高い評価を通して肥料の売上増加も見込んでいます。

このように、今回の農業生産法人制度の改正は農業の担い手の経営形態の選択肢をふやし、経営の多角化等の創意工夫がより活かしやすくなることによって、農業経営の発展、安定につながるものとして期待されます。

3) 大規模経営—効率的かつ安定的な経営体の一例として—

(経営規模拡大により、収益性、生産性の優位性が発揮されている)

これまで、「効率的かつ安定的な農業経営」の育成に向けた取組みとして、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者制度や法人化の推進を通じた経営改善等の状況をみてきた。こうした取組みの成果は、最も端的には経営規模の拡大による収益性、生産性の向上として現れると考えられる。このためここでは、主要営農類型別に経営

規模の拡大による収益性、生産性の改善状況を分析し、スケールメリットの発現の状況等を検証する。

まず、稲作単一経営についてみると、大規模経営（ここでは、都府県の水稲作付面積5ha以上の階層とした。）は、労働生産性（農業労働1時間当たりの農業純生産）で、1.5~2.0ha層の2.6倍となっているのをはじめ、資本生産性（農業固定資本1,000円当たりの農業純生産）及び土地生産性（経営耕地面積10アール当たりの農業純生産）についても、それぞれ2.3倍、1.7倍と、いずれも1.5~2.0ha層を大幅に上回っている（図Ⅱ-16）。また、収益性についても、1.5~2.0ha層を大幅に上回るなど大規模経営は高い生産性、収益性を実現している。このように、経営規模の拡大を通じて、労働力の適正配分や農業機械等の有効活用等が増進され、労働力や費用の増加が農業粗収益の増加より低く抑えられた結果、大規模経営では、小規模経営より高い農業所得率及び付加価値率を示している。

また、肥育牛単一経営及び露地野菜单一経営については、資本生産性や農業所得率等については優位性はみられないが、労働生産性では大規模経営が小規模層を大幅に上回っており、適切な資本投下が行われているという条件の下では、規模拡大によるスケールメリットが発現するものと考えられる。

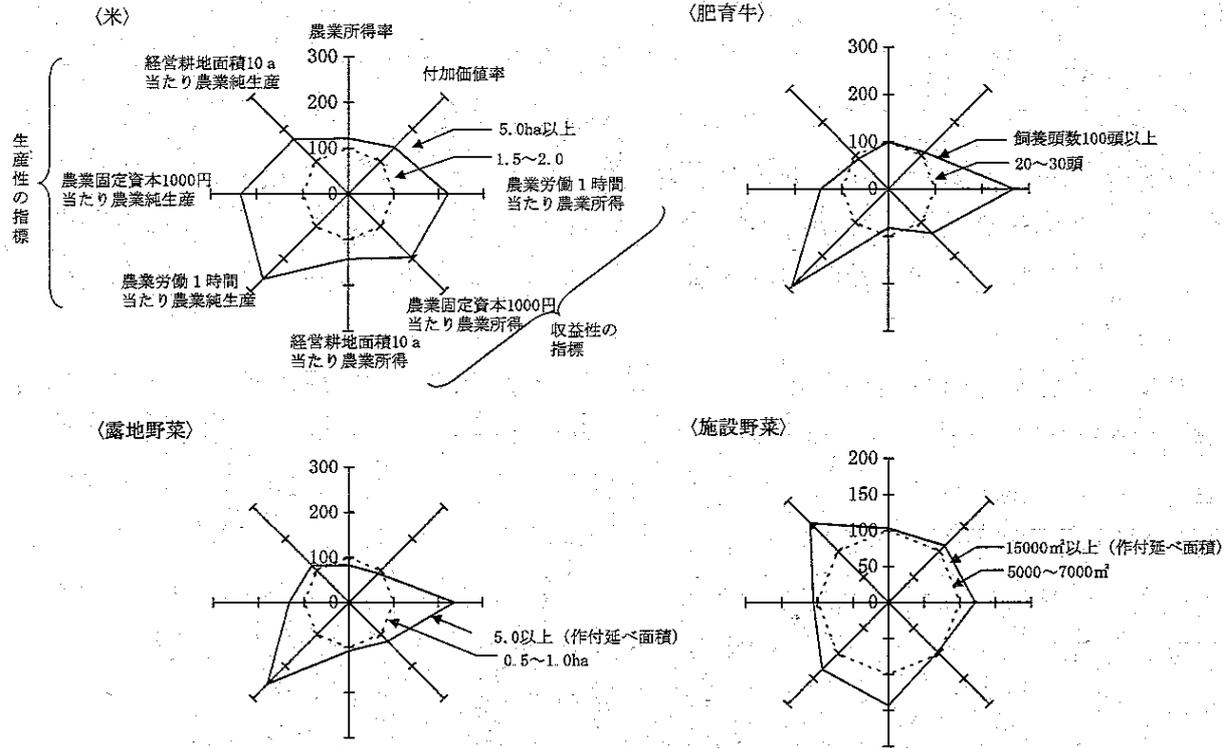
一方、施設野菜单一経営においては、土地生産性は小規模層を上回っているものの、労働生産性や資本生産性では大きな優位性はみられない。施設野菜では、品目間での生産性、収益性が大きく異なることから品目ごとの分析が必要ではあるが、総じていえば、省力化機械の導入が限定され労働集約性が高く、資本集約性も高いことから、規模拡大による費用の低減等のスケールメリットが生じにくいためであると考えられる。

経営規模を拡大することにより期待されるスケールメリットは、以上のような作目の特性のみならず、現状の経営規模の水準によりその発現の程度が異なるという面もあるが、前述したように経営規模の小さい農家が生産の多くを占めている稲作に代表される耕種部門では、最もその効果が発揮されやすいと考えられる。次に、こうした規模の経済の背景にもなる資本の効率的利用の状況等について、大規模経営と小規模経営の比較等により検討を行う。

（大規模経営の効率的な経営実現に向けた取組みが進んでいる）

農業経営は、農地、農機具、現金等の各種の経営資源を有効活用して、売上げを実現する営為である。特に農機具等の農業固定資本はその価額が大きく、これらを有効に活用することが、効率的な農業経営を実現するために、きわめて重要な課題であると考えられる。

図 II-16 作付面積（飼養頭数）規模別の生産性、収益性の比較
 (平成10~12年平均、都府県・単一経営)



資料：農林水産省「農業経営統計調査（農業経営動向統計）」（組替集計）

注：1) 小規模階層の平均値を100として、大規模階層の平均値を指数化したもの。

2) 付加価値率は「農業純生産/農業粗収益×100」により算出したものであり、農業粗収益のうちどれだけが農業生産によって新たに付加価値額として生み出されたものであるかをみる指標である。

3) 肥育牛の「経営耕地10a当たり」は「販売頭数1頭当たり」に置き換えたものである。

稲作単一経営（都府県）の農業固定資本回転率^{*1}を平成10～12年の3か年平均値で見ると、規模が大きいほど高い値を示しており、0.5ha未満層が0.37回であるのに対し、5.0ha以上層では1.12回であり、農業固定資本の活用度の面での効率性に約3倍の差がみられる（図Ⅱ-17）。このような格差の背景として、経営規模が大きいほど農業機械や農用建物等の有する能力や機能を十分に発揮させていることや、作業受託等によりこれらの農業固定資本を効率的に活用し、売上高を拡大している経営が多いことがあげられる。対照的に小規模層については、農業固定資本に見合った売上高が確保されていないといえる。

また、農林水産省が、12年に全国の稲作を主とする土地利用型農家を対象に行った調査^{*2}の結果によると、「施肥量節減に取り組んでいる」、「農薬の使用量削減に取り組んでいる」農家割合は経営耕地面積の規模が大きいほど高く、10ha以上層ではそれぞれ85.0%、78.2%となっているなど、大規模経営のほとんどが、何らかの形でこれらの生産資材費の削減に向けた取組みを行っている。また、田植機、コンバイン等の農業用機械についても、「点検整備をして長期使用」をしている農家の割合が大規模層ほど高く、費用の低減に向けた意識の高さがうかがえる。

このように、稲作大規模経営では、売上げや規模に見合った適正な投資による固定資本の有効活用や費用の低減等に向けた取組みを行うなど、効率的な農業経営の実現に向けた経営努力も小規模経営より進んでいる。また、このような大規模経営は、こうした高い効率性を活かして、後述のように小規模な兼業農家等の農作業の受託等を通じて、地域の営農を支える役割を担っているという面もある。

（農業所得への依存度が高い大規模経営ほど、農産物価格変動による影響を受けやすい）

一方、自然条件の影響を受けやすいなどの農業の特質上、農業経営には、農業者の創意工夫や経営努力だけでは回避しがたい価格の変動等による収入または所得の減によるリスクが常に存在する。このため以下では、農家総所得における農業所得の割合が相対的に高い大規模経営について、収入減等のリスクの状況を見ることとする。

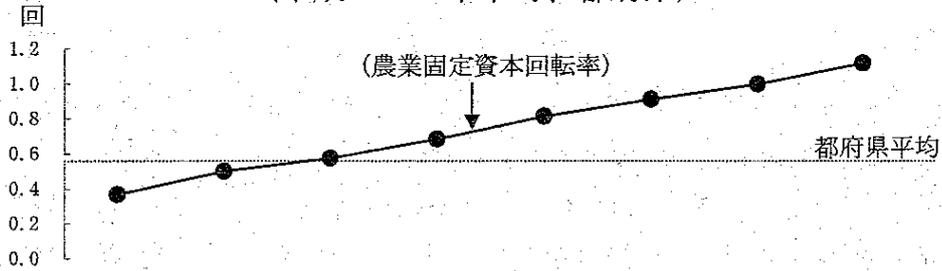
水稻の経営規模別に農家総所得の構成割合をみると、経営規模が大きくなるほど農業所得への依存度が高くなっており、10ha以上層では、農家総所得の約7割を農業所得が占めている。一方、2.0ha未満の小規模経営では、農業所得の占める割合は1割

*1 売上高を農業固定資本で除すことにより算出される。農業固定資本の活用度を示すものであり、数値が大きいほど効率的な経営が行われていることを意味する。

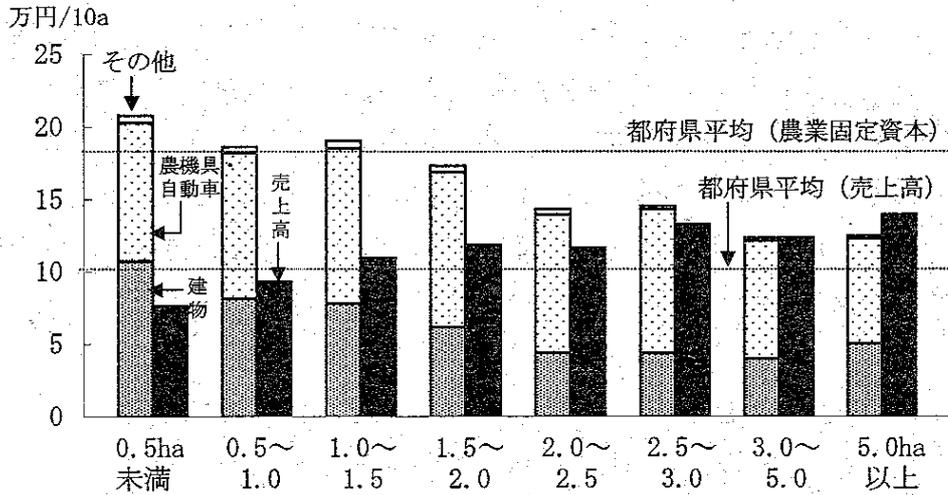
*2 「農業生産資材に関する意識・意向調査」（12年4月調査）

水稻作を主とする土地利用型農家（1,016戸）を対象とした聞きとり調査であり、956戸（回収率94.1%）から回答があった。

図Ⅱ-17 稲作単一経営の農業固定資本回転率
(平成10~12年平均、都府県)



(経営耕地面積10a当たり農業固定資本額と売上高 (農業粗収益))



資料：農林水産省「農業経営統計調査 (農業経営動向統計)」(組替集計)

注：1) 棒グラフの左は農業固定資本額、右は売上高である。

2) 農業固定資本回転率=10a当たり売上高/10a当たり農業固定資本

に満たない水準となっている。

さらに、農家総所得の対前年増減率及び増減率に対する農業所得、農外所得等の寄与度の推移（3か年移動平均）を大規模経営と小規模経営において比較すると、大規模層では農業所得への寄与度が高いため、最近の米価の生産過剰による低迷等の影響が直接的に反映され、農家総所得の減少につながっていることが確認できる（図Ⅱ-18）。

こうした背景のもと、農業収入が大きい経営体ほど農業収入の減少に対する危機感をもちつつある。社団法人全国農業共済協会が、平成13年2月に全国の農業共済組合に加入している農家を対象に行ったアンケート調査の結果によると、経営が困難となる農業収入の減少の水準として「わずかでも」または「1割以上」と回答した者の割合の合計は、農業収入が500万円未満層の15.6%に対して、2,000万円以上層では約2倍の29.5%に達しているなど、農業収入の多い階層ほど収入の減少割合が低い段階で経営が困難と回答している（図Ⅱ-19）。他方、500万円未満層では「農外収入があるので何とかなる」と回答した者も2割程度存在しており、大規模経営をはじめとする農業収入が多い経営体ほど農業収入の変動リスクを強く意識していることがうかがわれる。

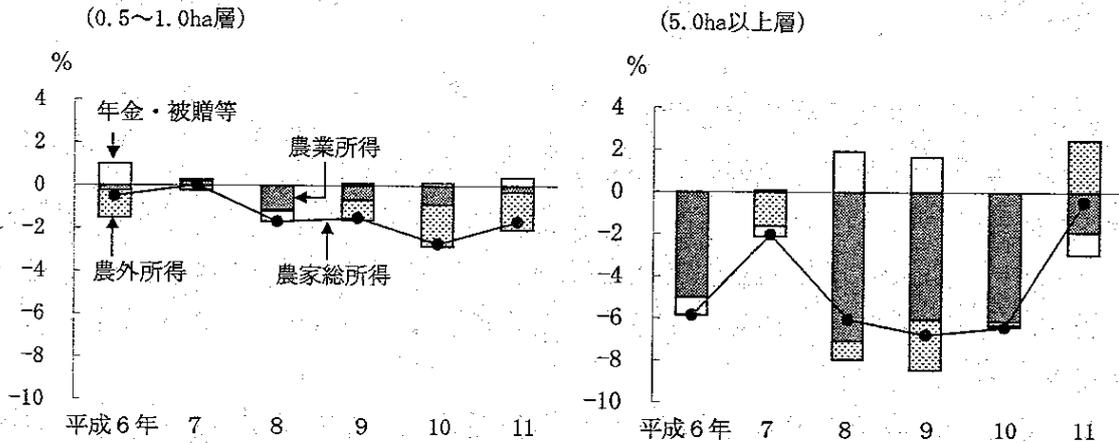
4) 農業経営を支援する経営所得安定対策の展開

（農産物価格の変動による経営リスクを軽減するセーフティネットの整備が必要）

前項において構造改革の必要性を指摘した稲作部門において、「効率的かつ安定的な農業経営」の確立を図るためには、「育成すべき農業経営」の規模拡大を図り、スケールメリットを活かしながら、生産性の高い農業経営の展開を実現していく必要がある。しかしながら、需給調整が適切に実施されている場合であっても、農業の特質上、農産物価格の著しい変動による収入または所得の減少によるリスクが常に存在し、「育成すべき農業経営」の経営規模の拡大等への取組みを妨げることが懸念されている。このため、前項に紹介した農林水産省「農業構造改革推進のための経営政策」（平成13年8月）においては、このような経営リスクを軽減するためのセーフティネットを整備することが必要とされた。

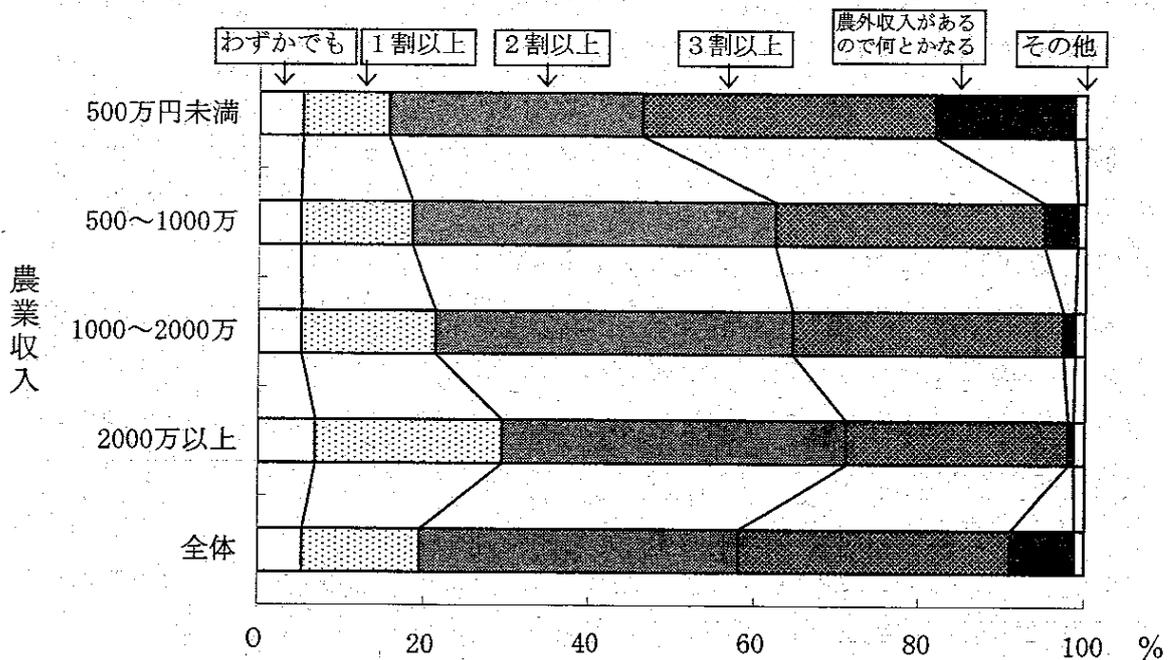
こうしたセーフティネットは、需給事情や品質評価を適切に反映して農産物価格が形成されるという状況下において、「育成すべき農業経営」の収入または所得の変動を緩和させることにより、思いきった経営規模の拡大や作目転換等に積極的に取り組むことができる環境を整備するものであり、農業経営に関連する諸施策を可能な限り「育成すべき農業経営」に対し集中的・重点的に講じていくことと相まって、消費者や実需者のニーズに対応した「望ましい農業構造の実現」、食料自給率の向上に資するものである。そのようなセーフティネットとして機能することが期待される経営を

図Ⅱ-18 農家総所得の対前年増減率に対する農業所得及び農外所得の寄与度
(都府県・稲作単一経営)



資料：農林水産省「農業経営統計調査（農業経営動向統計）」（組替集計）
注：当該年を中心年とした3か年移動平均の数値の対前年増減率を図示したものである。

図Ⅱ-19 農業収入の階層別にみた経営困難となる収入減少の水準
(農業収入の減少割合)



資料：社団法人全国農業共済協会「農業災害補償制度及び農家の経営危機管理意識等に関するアンケート調査」（13年2月調査）
注：農業共済組合に加入している農家のうち、全国17,616戸を対象とした調査であり、有効回答数は17,561戸である。

単位とした「経営所得安定対策」の具体的な仕組みの検討に当たっては、こうした制度の意義及び役割について、国民的な理解を得ていくことが必要である（表Ⅱ－8）。

オ 地域農業を支える多様な担い手

（農業サービス事業体が地域の担い手を支援している）

我が国の農村には、これまでにみてきた認定農業者や法人経営のような経営体のほか、多くの兼業農家や高齢農家、さらには健康・生きがいのために農業を行う者等多様な農業経営が存在し、地域の農業資源の維持管理等において、それぞれが一定の役割を担っている。

こうしたなか、労働力不足への対応、経費の節減、品質の向上・安定等様々な動機から作業の外部委託が進んでおり、受託者となる大規模農家、農業法人、サービス事業体^{*1}等の役割が大きくなっている。このうち、自らは経営を行わず、委託を受けて農作業を行う農業サービス事業体は、農業センサス（平成12年）によれば全国で1万9,053事業体（航空は種防除のみを行う事業体を除く。）となっている。組織形態は、サービス内容の多様化に伴って農協、営農集団、市町村農業公社等多岐にわたっているが、事業目的や責任をより明確にして運営している法人組織（7,335事業体）のうち「農協・その他の農業団体」が9割を占めるなど、農協が営農の支援等を通じて地域農業の維持に貢献している状況がうかがえる。

事業体数が最も多い水稻作にかかるサービス事業体（全体の約7割）について最近の動向をみると、7～12年の間に、全国の水稻作付面積に対するサービス作業面積の割合は2.7%から4.4%へ上昇している。また、地域別にみると、中国や九州等西日本における伸びが大きくなっている（図Ⅱ－20）。

このように、農業サービス事業体は近年の農業労働力の高齢化・兼業化の進行等を背景に、個別農家の労働力不足を補完し、高水準の技術サービスを提供する役割を担っており、その重要性は一層増しつつある。今後、サービス事業体自身が地域農業を維持する担い手としての機能を発揮し健全な運営を維持していくためには、オペレーター等の人材の育成・確保やサービス需要の掘起し、サービス事業の技術向上等について適切に対応していくとともに、地域での役割分担を明確にしつつ他の担い手との円滑な補完関係を構築していくことが重要である。

（第3セクターが地域農業の維持に貢献している）

市町村等の行政機関と民間が共同出資して設立する企業体（第3セクター）は、農村においては、農作業受託をはじめ農産物加工や特産品開発による農業振興、地域資

*1 巻末[用語の解説]（P. 362）を参照。

表Ⅱ－８ 価格変動リスクを軽減するセーフティネットの整備

(農林水産省「農業構造改革推進のための経営政策」(平成13年8月)から要約)

1 セーフティネットの基本的な考え方

- ・需給事情及び品質評価を適切に反映して農産物価格が形成されることにより生じる価格の変動が「育成すべき農業経営」の収入または所得に著しい影響を与える場合に備えて、その経営リスクを軽減するセーフティネットを構築する必要。
- ・セーフティネットとして機能することが期待される経営を単位とした「経営所得安定対策」の具体的な仕組みについては、国民的理解の得られることを基本に、農業構造の改革を目指した施策の推進状況やモラルハザードを助長しないか等種々の課題を踏まえつつ、検討していく必要。

2 具体的な仕組みの考え方

- ・加入者の拠出を前提として、農産物価格の著しい変動に伴う収入または所得の変動を緩和する仕組みとすることが適当。
- ・「保険方式」を基本に、「積立方式」を含めた農業者の意向の把握や制度の具体的設計に必要なデータ・情報の収集・分析のための調査を実施しつつ検討を深めることが適当。

3 対象となる経営

- ・意欲を持って経営改善に取り組む「認定農業者」を基本とし、集落営農については、その取扱いをさらに検討することが適当。
- ・需給調整を要する品目を含む経営類型においては、価格安定のために取り組まれている需給調整が適切に実施されていることを前提。
- ・当面、水田営農及び輪作体系の下での大規模畑作経営において導入に向けた検討を進めることが適当。

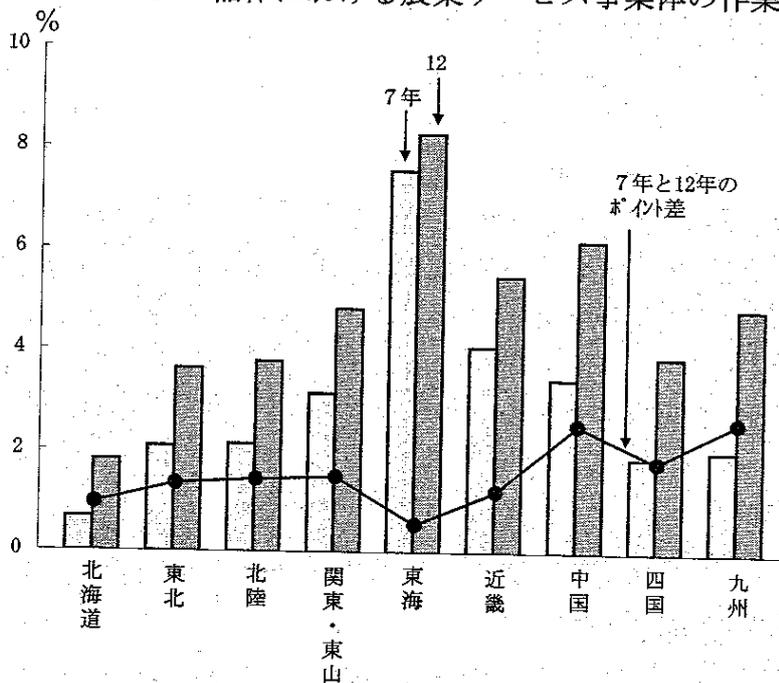
4 品目別の経営安定のための措置との関係

- ・現在、品目別の実施されている経営安定対策については、機能が重複する面も大きいことから、その関係を整理する方向で検討を深めることが適当。
- ・品目別の経営安定のための措置のうち、内外価格差や販売価格と生産費の価格差を補てんするための措置については、両者の関係につき整理を行う必要。

5 農業災害補償制度との関係

基本的には両制度の目的と役割が異なるが、重複補てんとならないよう、互いに適切に機能・役割分担を行えるよう関係を整理する方向で検討を深めることが適当。

図Ⅱ-20 稲作における農業サービス事業体の作業割合



資料：農林水産省「農業センサス」

注：1) 作業割合は販売農家の稲作付面積に対する農業サービス事業体のサービス作業面積の割合であり、サービス作業面積は次式により算出した。

サービス作業面積 = 全作業面積 + (耕起・代かき面積 + 田植面積 + 稲刈・脱穀面積) ÷ 3

2) 「関東・東山」の「東山」とは、山梨県、長野県である。

源を活用した都市住民との交流等、地域の実情に即した様々な活動を展開している。

農林水産省の調査^{*1}によれば、農作業受託や管理耕作に取り組む第3セクターは、平成11年6月現在で全国に155組織あり、地域別にみると、中国・四国（全体の39%が存在）や北陸（同16%）に多く、高齢化や兼業化等により担い手が不足している地域で農業労働力の補完に貢献している。さらに、第3セクターには、こうした農地管理作業等を行うなかでオペレーターを将来の担い手として育成し、その自立を支援する機能（インキュベータ機能）を担う主体としても期待が高まっている。

また、第3セクターの典型的な形態である市町村農業公社のうち、農地保有合理化法人^{*2}の資格を有し、担い手への農地の利用集積を支援しているものも着実に増加しており、13年3月現在全国で132公社となっている。

このような第3セクターは、担い手と競合しないよう条件不利地の耕作を請け負うなど補完的に設置されているものがほとんどであり、経営の恒常的な赤字構造に悩む例も多い。このため、設立や運営に当たっては、地域農業の構造、担い手の存在状況や経営課題を十分検討した後、事業内容や効果等について地域住民の理解を得たうえで進めていくことが重要である。

（集落営農活動が各地で営まれている）

兼業化や高齢化の進行等による担い手の減少に対応して、農業経営の効率化や農地の維持等を目的に、集落を基礎として様々な農家が機械・施設の共同利用、生産活動等を相互に補完し合いながら実施する集落営農の取組みが、稲作を中心（全体の7割）に全国各地で営まれている。農林水産省の調査^{*3}によると、平成12年11月現在でその数は9,961に及び、地域別には、北陸、近畿、中国・四国で多くなっている。

こうした集落営農の活動内容をみると、「作付地の団地化等集落内の土地利用調整」や「機械を共同所有し、オペレーター組織が利用」するなどの活動については約5割が取り組んでいるものの、経営としての一体性をもって「集落内の営農を一括管理・運営」しているものは約1割にとどまっている（図Ⅱ-21）。

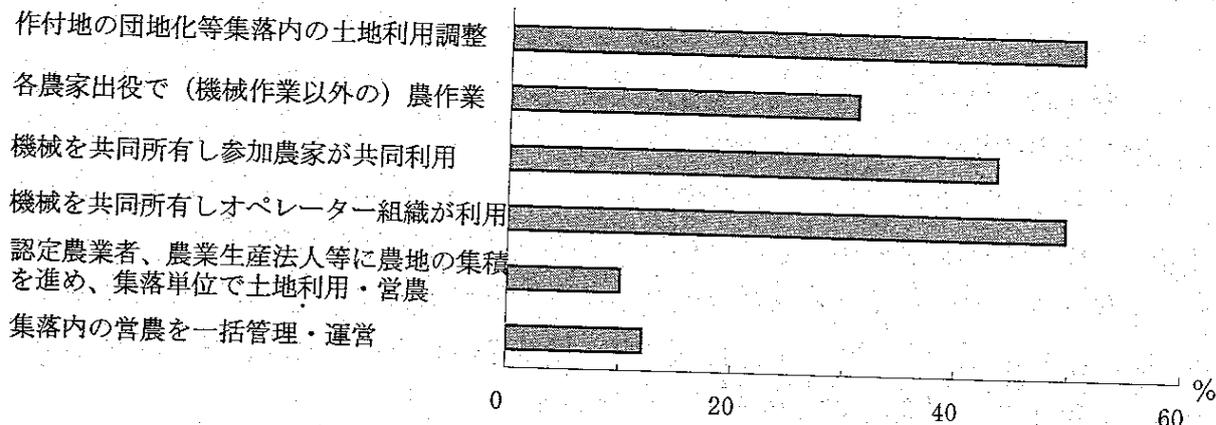
農林水産省北陸農政局が実施した「北陸における集落営農の経営展望に関するアンケート調査」（12年11月調査）によると、現行の農作業オペレーターは「構成員である兼業農家の世帯員」（48%）や「構成員の交代制」（33%）により確保されているが、集落営農がかかえる課題（複数回答）をみると、「機械・施設の更新、増設」（57%）に次いで、「構成員の高齢化や後継者不足」（50%）、「オペレーターの確保または育成」（26%）等労働力確保の問題をあげる割合が高くなっている。

*1 「平成11年度 地域資源の維持管理・活性化に関する実態調査」

*2 巻末[用語の解説]（P. 363）を参照。

*3 「農業構造動態調査 地域就業等構造調査結果 -集落営農について-」（12年11月）

図Ⅱ-21 集落営農の活動内容(複数回答)



資料：農林水産省「農業構造動態調査(地域就業等構造調査結果—集落営農について—)」(12年11月)

注：1) 「集落営農」とは、集落を単位として、農業生産過程における一部または全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施された営農のことをいう。

2) 本調査は、「農業センサス」等により把握した9,961の集落営農のうち、4,803集落営農を対象としたものである。

こうしたなか、同調査によれば、集落営農の今後の展開については「現在の体制を維持したい」とする割合が約7割を占め、反対に「さらに発展させたい」とする割合は約3割にとどまるなど、集落営農参加者の現状維持的な意向が強くみられるが、上記のように高齢化等により労働力確保の困難性が増すなかでは、早晚作業体制が組みなくなるなど、運営が行き詰まることも懸念される。

（組織としての継続性の確保が重要である）

主に兼業農家で組織される集落営農は、短期的には構成員の出役等により労働力不足を補完するとともに、集落内の合意に基づく調整機能を通じて効率的土地利用の実現等に資する手法であるといえる。

しかしながら、集落の構成員間の合意を基礎として成立している集落営農においては、一般にその組織体制の継続性を保証する仕組みが不十分であり、また、経営をめぐる種々の環境変化に適時・適切に対応して、地域の営農の持続的な発展を期していくための原動力に欠ける面がみられる。このため、集落営農においては、その中で中心的に作業等に従事している者について、我が国農業生産の持続的発展を担う効率的かつ安定的な経営の中核を担う者として位置付け、地域における農業経営の確立を図っていくことが強く望まれるところである。

こうしたなか、近年、集落の土地利用調整機能を活用して特定のオペレーターや認定農業者等の担い手に農地や農作業を集積させ、農業生産の効率化、農地・農業の維持発展を図っている事例や、さらには、より継続性のある経営形態として農業法人へ発展している事例も各地でみられるようになっており、このような農業法人のなかには、地域の合意のもとに地域内の農地の一体的な管理を行う特定農業法人制度^{*1}を活用して経営基盤の一層の安定を図るものもみられる。

特定農業法人の設立数は、平成13年12月現在全国で81法人となっており、地域別の分布状況をみると、担い手が不足している北陸（21法人）や中国・四国（33法人）で多くなっている。島根県においては、経営ノウハウの情報交換や後続の法人育成等を目的として、13年6月に、県内18法人による全国初の特定農業法人の組織「島根県特定農業法人ネットワーク」が設立されるなど、地域の担い手として特定農業法人を育成する機運が高まっており、今後、こうした高齢化や兼業化の進んだ担い手不足の地域において地域農業のサポーター機能を発揮する法人としての役割も期待されている。

<事例：有限会社化により積極的な経営展開を図る集落営農組織>

*1 巻末[用語の解説]（P. 361）を参照。

島根県頓原町の頓原上地区で水稻や野菜の生産、作業受託等を行っている有限会社Kは、集落営農から発展し県内では初の有限会社形態をとった法人である。

同法人の前身は、地区の農業者を構成員として平成9年にほ場整備事業を契機に発足した機械共同利用組合であるが、転作作物の選択が構成員個々の判断に委されていたこと等から作業効率の向上等に限界があった。このため、地域内の農地を一括して計画的に管理することにより効率的な農地利用の実現を望む声が高まり、11年に地区内の専業農家2戸を含む32戸（総農家戸数は54戸）によりK法人が設立された。同法人は、同年中に特定農業法人としての認定を受け、13年現在地区内の農地56haのうち41haが同法人に利用権設定され、非構成員からの作業受託面積を含めると、地区内のほとんどの農地が同法人に集積されている。

11年当時、県内には既に13件の集落営農組織の法人化事例があったが、いずれも農事組合法人の形態をとるものであった。こうしたなかで同法人は、利益の追求や人材の確保、さらには将来の事業展開のため、出資口数に応じて議決権が確保される有限会社のほうがより迅速な経営判断が可能であるとの考えから、有限会社形態を選択した。

同法人は規模拡大等により経営改善を進めてきたが、面的な拡大には限界があることから、今後は施設園芸や農産加工等経営の多角化を進めていく計画である。既に全国版の求人誌を利用して大手スーパーの野菜部門の元責任者やパソコンの利用に習熟したシステムエンジニアが従業員として採用されており、これら多様な人材の活用により野菜の契約栽培やホームページの開設による直販ルートの開拓等新たな経営展開を図ることとしている。

カ 女性農業者の参画の高まり

（女性の参画への機運が高まっている）

平成13年1月現在、女性は農業就業人口の約6割を占めており、農家の生活面にとどまらず、農業経営の重要な担い手となるとともに、地域社会の維持・活性化にも大きく貢献している。近年、その役割の重要性への認識が深まるなかで、女性の農業経営や地域社会の方針決定等への参画を促進させる取組みが各地で活発になっている。

女性の地域社会での方針決定過程への参画状況をみると、例えば、農業委員会^{*1}では、11年10月現在の全国の女性農業委員数は977名と、前回調査（10年時479名）に比べ大幅に増加している。しかしながら、農業委員総数に占める割合は約2%に過ぎず、依然低い水準にとどまっている。

農林水産省東北農政局が12年に管内の女性農業者を対象に行ったアンケート調査の

*1 巻末[用語の解説]（P. 362）を参照。

結果^{*1}において、農協役員や農業委員等の役職に就いていない女性を対象として、それらの役職への就任の意向を質問した結果をみると、「特に関心がない」または「参加したくない」と回答した女性が全体の約7割を占めている。今後、女性自身が自らの意志で積極的に参画していけるよう意識啓発を行っていくことが重要である。

また、農村社会において女性の能力を十分に発揮させ、方針決定過程への参画を進めるため、農協系統においては女性の役員登用の目標等を決議^{*2}しており、これらの動きが実効あるものとなるよう、今後一層の啓発活動等の支援を行っていく必要がある。

（女性の一層の参画のためには、農村社会の意識改革も必要である）

社団法人農村生活総合研究センターが平成11年に全国の農業に専従している夫婦を対象に行った調査結果から、男女の生活時間の状況をみると、平日の女性は男性に比べて仕事の時間は少ないものの、家事や育児・介護の時間も加えた時間は男性を1時間41分上回っており、結果として自由時間は男性より少なくなっている（図II-22）。また、農休日においても、女性は平日以上の家事や育児・介護の負担から、男性ほど自由な時間を確保できておらず、家庭内の役割分担に偏りがみられる。

女性が男性と対等な立場で農業経営や地域社会に参画していくためには、こうした家庭内の偏った役割分担を見直していく必要があるが、同センターが12年に全国の20～30歳代の子育て中の女性農業者を対象に行ったアンケート調査^{*3}の結果によれば、育児に関する集落の雰囲気について、「育児は女性が行うのが当たり前といった雰囲気がある」と回答した女性が全体の約5割を占めるといった状況もみられ、農家の家庭内にとどまらず、農村社会全体においても、こうした意識の改革が求められる。

（女性の起業活動が活発に行われている）

農業センサス（平成12年）によれば、農産加工品の生産を行う組織がある農業集落のうち、女性が中心となっている組織があるものの割合は約8割で、青年層や高齢者等を中心とする組織がある割合よりも高くなっており、地場産品等を利用した農産加工等の取組みを女性が中心となって担っていることがうかがえる。

こうしたなか、女性が経営責任をもって行う経済活動（起業活動）が活発化してお

*1 「農家女性の経営及び社会への参画に関するアンケート結果の概要」（12年10月）

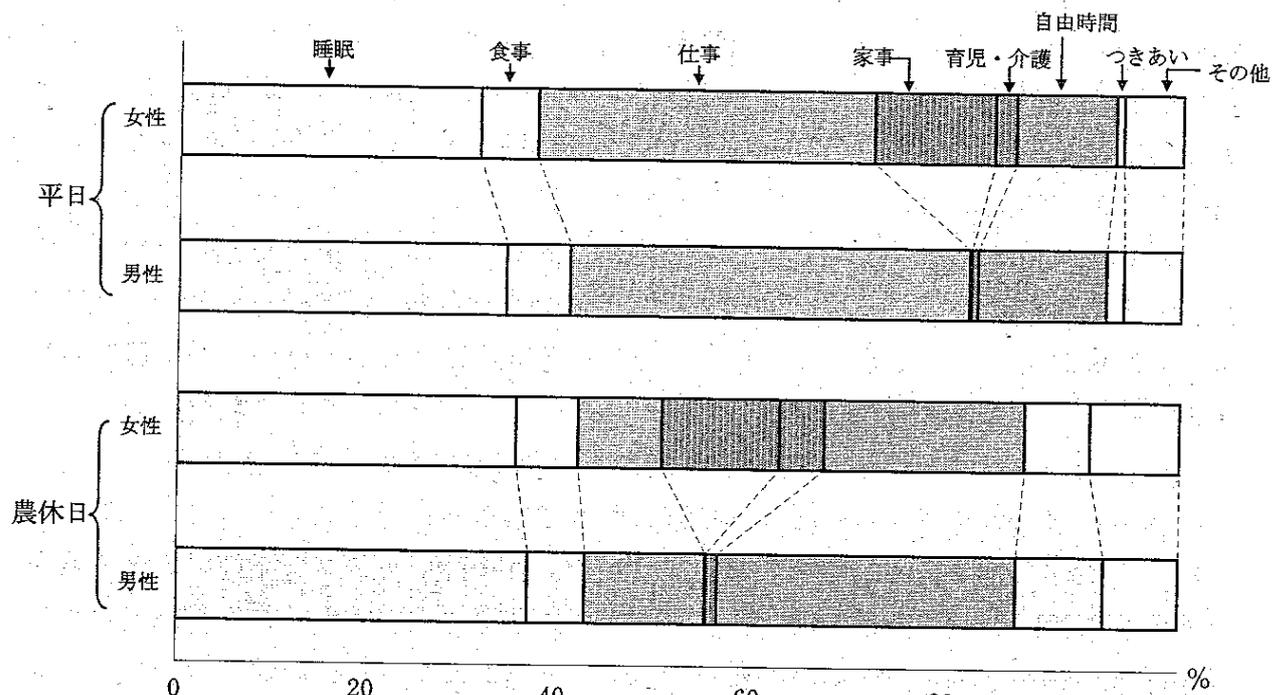
管内の主業及び準主業農家のうち販売金額が100万円以上かつ女性の農業従事者のいる農家1,800戸を対象に行った調査であり、回収率は32.2%である。

*2 平成12年10月に開催された第22回JA全国大会において、「正組合員に占める女性の割合を25%以上、合併JAにおける女性理事の数を2名以上とする」等の目標が決議された。

*3 「女性農業者の仕事と子育てに関する実態調査」（13年3月）

約1,000名を対象とした聞き取りによるアンケート調査であり、回答者数は990名である。

図Ⅱ-22 農家の生活時間の状況



資料：(社)農村生活総合研究センター「農業と農外自営業における生活時間及び経営参画等に関する意識調査」(12年3月)

- 注：1) 施設野菜経営で夫婦ともに専従かつ59歳以下である者に対する調査結果を集計したものである。
 2) 有効回答数は平日は309名(うち女性156名)、農休日は84名(うち女性43名)である。

り、農林水産省の調査の結果^{*1}によれば、13年現在の活動事例は6,824件となっている。その活動内容（複数回答）をみると、農家女性が得意とする手づくり味噌や漬物等の食品加工が約7割と最も多く、次いで朝市等での販売・流通が約4割となっている。

女性ならではの発想や知恵を活かしたこれらの起業活動は、農家収入の安定的確保や女性の資産形成に一定の役割を果たしているほか、女性が自らの意思によって経営等に参画する機会を得るための有効な手段となっている。また、販売金額が増加したなどの事情から、経営体としての位置付けを明確化し、一層の発展を図るために起業活動を法人化した例もみられる。

このような取り組みは、新たな雇用機会の創出や特産品の開発による地域農産物の需要の拡大等、農村社会の活性化にも貢献しており、情報提供や経営指導、制度資金の融通等を通じた一層の活発化が望まれる。

<事例：農家女性の生きがいづくりに貢献する女性起業活動>

岩手県の東南部に位置する遠野市^{とおのし}で地元の多彩な農産物を食材とした、そば、おにぎり、だんご等の加工品を製造・販売している企業組合^{*2}は農家女性16名により運営されている。同組合の母体は平成6年の大区画ほ場整備事業の導入の際に「広い田んぼの真ん中にきれいなトイレを造ってほしい」という一農家女性の提案を契機に結成された農家女性有志による「女性が生きいきと輝き魅力ある農村を実現させる」ための組織M会であり、同会はあぜへの花植えやお盆の時期の道路沿いへの灯籠飾りといった活動を通して、女性の視点や感性を活かしたむらづくりに貢献してきた。そして、10年に地区内に「道の駅^{*3}」がオープンすると同時に、同じ敷地内に約13㎡の店舗を出店した。

出店の目的は、「農家女性の生きがいと所得の確保」であったが、その目的は早々と達成された。今ではほとんど作られなくなった、米を加工した郷土料理「かねなり」や「きりせんしょ」は地域の人からは郷愁を誘う懐かしい味として、また都会の人からは珍しさと美味しさが好評であり、売上げは開店初年度の1千8百万円から年々増加し、12年度には4千8百万円になった。また、食材のうち可能なものは組合員から購入しており、このことも農家女性の所得の向上に貢献している。

経営が軌道に乗り、起業活動に自信を深めた11年に、「自分たちの職場としてきちんとやっていこう」との自覚から、同会は起業活動を法人化した。これにより、農家女性の経済活動の基盤が確立されたことから、現在雇用を含めて20～70歳代の女性26

*1 「農村女性による起業活動実態調査の概要」(13年6月)

*2 中小規模の商業、工業、サービス業等を行う個人、勤労者等が、相互扶助の精神に基づき協同してそれらの事業を行うために、中小企業等協同組合法に基づいて設立する法人。

*3 巻末[用語の解説](P. 364)を参照。

名の経済活動の場が確保されている。なお、法人設立に際して採用した低額の出資金で法人格を取得できる「企業組合」の形態は県内の女性組織では初の試みとなり、県内外から多数の視察者が訪れるなど、同組合の女性の夢と希望を実現させる活動は、起業活動に取り組む他地域の女性集団にも大きな励みとなっており、こうした活動に触発され、新たに加工等の起業活動に取り組む女性組織も誕生している。

(3) 農地等の確保と有効利用

(農地面積は耕作放棄を中心に減少を続けている)

我が国の耕地面積は、昭和36年の608万6千haをピークとして年々減少しており、平成13年にはピーク時から約2割減の479万4千haとなった。

12年8月1日から1年間の耕地面積の増減を農林水産省「耕地及び作付面積調査」によってみると、2千haの拡張に対して3万9千haのかい廃となっており、差引き3万7千haの耕地が減少した。かい廃の要因は耕作放棄*が54%で最も多くなっており、次いで工場用地や宅地等への転用が36%となっている。

耕地のかい廃要因を長期的にみると、高度経済成長期から安定成長期への移行時まで、長期にわたって、工場用地や宅地等への転用が最も多くなっていたが、3年のバブル経済崩壊による景気低迷等を背景に、こうした非農業用途への転用面積は4年をピークに減少傾向にある(図Ⅱ-23)。反面、耕作放棄が増加傾向にあり、その面積は7年以降転用面積を上回って推移するなど、近年の農地*の減少が農業外部より高齢化の進行等農業内部の事情に起因する傾向を強めていることがうかがえる。

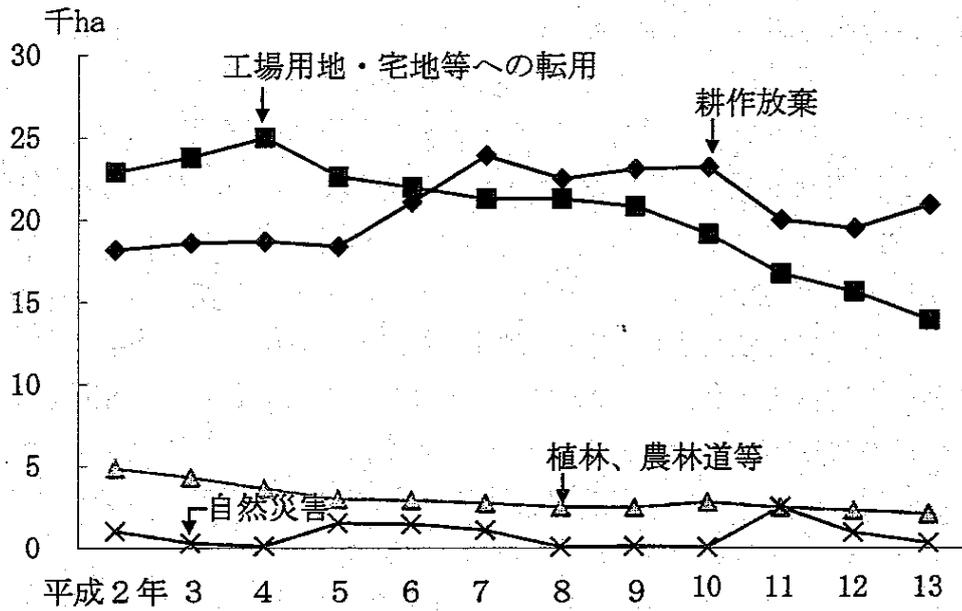
農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であり、一度荒廃するとその復旧は非常に困難である。将来にわたって食料の安定供給を確保するとともに、農業の有する多面的機能を発揮していくためには、無秩序な土地利用、耕作放棄等によるかい廃を防ぎ、効率的な農業生産の基盤となる優良農地を確保していくことが重要である。

こうしたなか、12年3月には「農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律」の施行により、農用地等の確保に関する基本的な方向等を内容とする「農用地等の確保等に関する基本指針」が示され、現在この指針に基づき、地域の農業振興に関する考え方を示す農業振興地域整備基本方針の見直しが各都道府県において行われている。今後これらの基本方針の市町村の定める農業振興地域整備計画への的確な反映等を通じ、優良農地の確保等に向けて農業振興地域制度の適切な運用と諸施策の取り組みの積極的な推進を図っていくことが重要である。

*1 巻末[用語の解説](P. 357)を参照。

*2 巻末[用語の解説](P. 363)を参照。

図Ⅱ-23 要因別耕地のかい廃面積の推移



資料：農林水産省「耕地及び作付面積調査」

注：4年以前の耕作放棄面積には、図中に表記した要因以外の要因によるかい廃面積(分類不能)を含む。

(土地持ち非農家の耕作放棄地が増加している)

農業センサス（平成12年）によると、農家の保有する耕作放棄地は7～12年の間に4万8千ha増加し21万haとなった。この内訳を所有農家の分類別にみると、販売農家が15万4千ha、自給的農家*1が5万6千haとなっており、いずれも5年間で3割前後増加している。

また、これらのほか離農等により農地を所有したまま非農家となった世帯（土地持ち非農家）の耕作放棄地も近年著しく増加している。同調査によると、同じ期間に土地持ち非農家の耕作放棄地は5万ha増加して13万3千haとなり、同期間における増加率は販売農家や自給的農家を上回る61%となっている。こうした結果、土地持ち非農家の耕作放棄地率は、12年には販売農家（4%）や自給的農家（27%）を上回る28%となっている。

(貸借による農地の利用集積が促進されている)

これまでにみたように、我が国の農業労働力の減少や高齢化の進行と並行して農地のかい廃が進行しており、農地を農業生産の担い手に円滑に集積していくための農地の利用集積の促進がますます重要となっている。農林水産省「土地管理情報収集分析調査」（平成12年）によりその状況をみると、農用地利用増進法（5年から農業経営基盤強化促進法に改正）に基づく利用権設定*2が行われるようになった昭和50年代から、売買による移動面積が減少する一方、貸借によるものは大きく増加し、平成12年には1年間の権利移動面積のうち約8割を占めるまでに至っている。このような農地の貸借の進展に伴い、売買と合わせた権利移動面積は増加傾向にあり、12年には過去最高の13万5千haとなった。こうした農地の利用集積は耕作放棄の防止にも効果を発揮しており、農業センサス（12年）によると、7～12年の間に総農家数の減少割合に比べて経営耕地面積の減少割合が低い水準にとどまった道県においては、その間の借入耕地面積の増加割合が高い水準となるなど、経営耕地面積減少率と借入耕地面積増加率の間には逆相関が認められ、貸借による農地の利用集積が耕作放棄等の抑制に一定の効果をあげていることがうかがえる（図Ⅱ-24、25）。

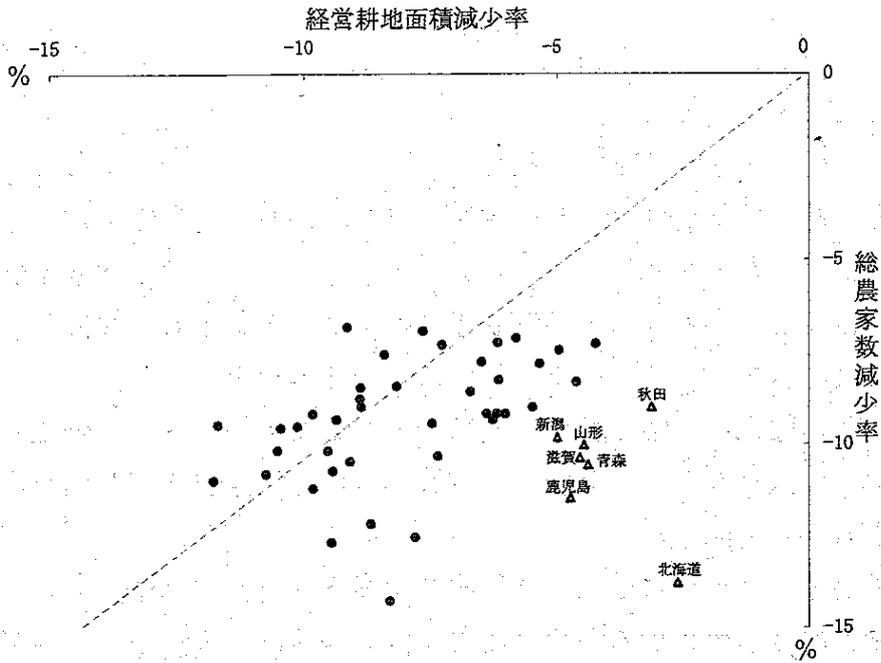
<事例：認定農業者への集積により耕作放棄地を解消>

鹿児島県加世田^{かせだし}市N地区は市街地から7kmほど入った山間部にあり、農業従事者の高齢化の進行等により同地区内の農地4.5haのうち3.6haが耕作放棄地となっていた。

*1 巻末[用語の解説]（P. 353）を参照。

*2 巻末[用語の解説]（P. 365）を参照。

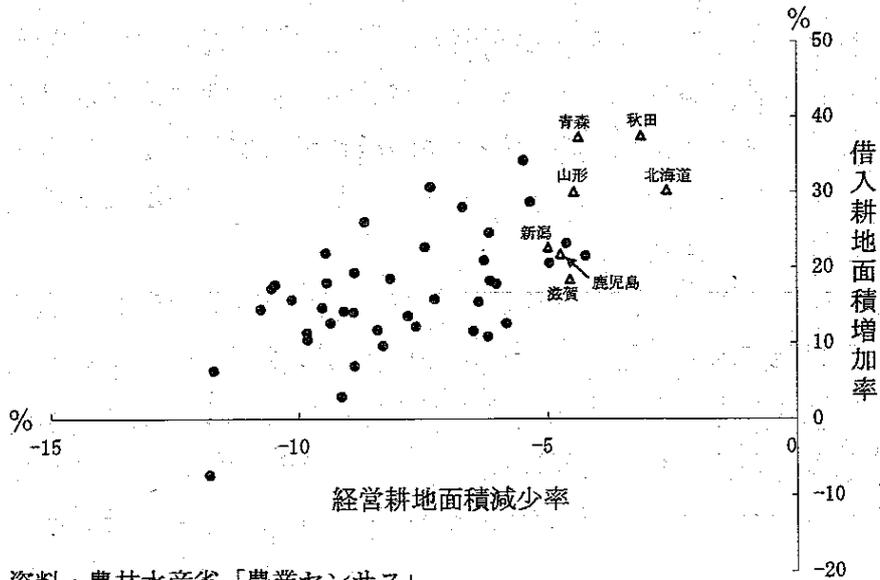
図Ⅱ-24 総農家数減少率と経営耕地面積減少率の関連
(平成7～12年)



資料：農林水産省「農業センサス」

- 注：1) 各都道府県ごとの7年から12年間の総農家数の減少率及び経営耕地面積の減少率を図示したものであり、一つの点が1都道府県を示す。
2) 経営耕地面積の減少率が総農家数の減少率の2分の1以下となっている道県については、△で示している。

図Ⅱ-25 借入耕地面積増加率と経営耕地面積減少率の関連
(平成7～12年)



資料：農林水産省「農業センサス」

- 注：1) 各都道府県ごとの7年から12年間の借入耕地面積の増加率及び経営耕地面積の減少率を図示したものであり、一つの点が1都道府県を示す。
2) 図Ⅱ-24の注2)に同じ。

しかしながら、近隣に担い手農家が存在していたこと等から、障害物の除去、有機物の投入等を施せば耕地としての有効利用が十分に期待できたため、平成10年に同市農業委員会がこの耕作放棄地の解消に乗り出した。

この目標を達成するためには、再整備された農地が再び耕作放棄地にならないよう担い手へ集積される必要があり、このため、集積に当たっては、地権者の合意を得られやすい貸借によることとし、農地保有合理化法人である地元の農協が地権者から農地を一旦借り受け、担い手農家へ貸し付ける形をとることとした。

取組みの一番の難題は地権者22名の同意を得ることであった。このため、同会では地権者を集めて座談会を開き、その後は地域の4名の農業委員が2週間かけて地権者一人ひとりを説得して回った。

こうした取組みの結果、再整備された農地は農地保有合理化事業により、翌年同市内の30～40歳代の4名の茶専業の認定農業者に集積され、それぞれに規模拡大を果たした。

この4名の認定農業者は、農業委員会が意向調査により掘り起こした規模拡大意欲のある者であり、農地や認定農業者の実情を把握した関係機関の積極的な取組みにより、耕作放棄地の解消と担い手育成が同時に実現された。

(大規模経営への農地集積が進展している)

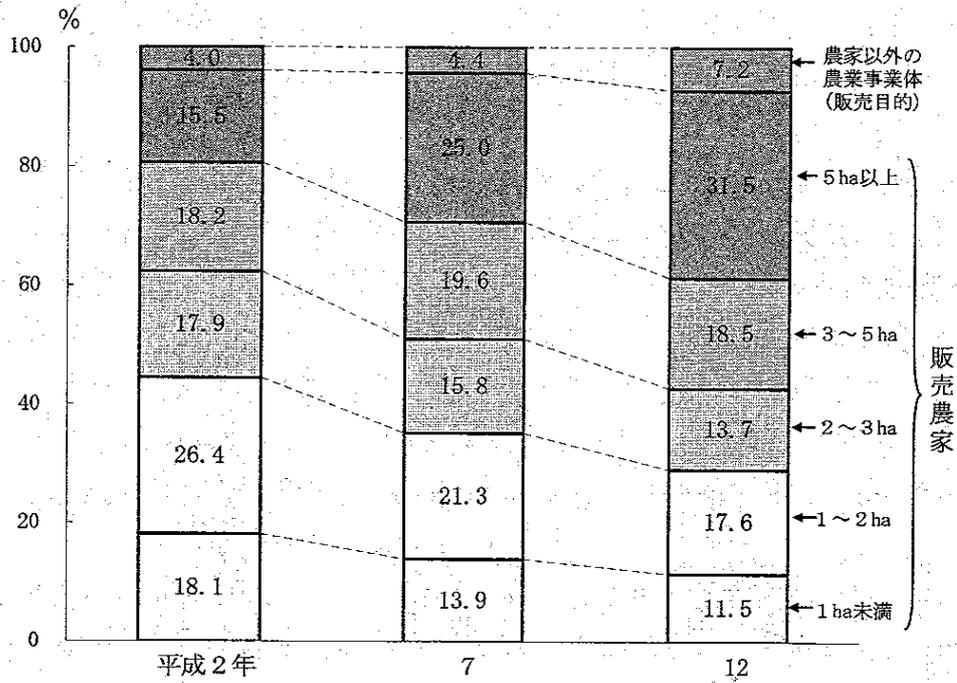
次に、農業センサスによって、貸借による農地の移動先についてみると、平成7～12年の間に都府県の販売農家及び農家以外の農業事業体（経営目的が販売）が借り入れた田面積（フロー）のうち、経営耕地面積5ha以上の販売農家の借入割合が56%を占め、農家以外の農業事業体の18%と合わせて74%がこうした大規模経営等に集積されている。この結果、ストックベースで都府県の農家等が借り入れている田面積に占めるシェアは、12年にはそれぞれ32%、7%となっており、大規模経営等への農地集積は着実に進展している（図II-26）。

また、農地の購入や貸借のほか農作業の受託による実質的な農地の利用集積も進んでおり、都府県の販売農家が請け負った水稲作作業面積（全面作業受託面積に耕起・代かき、田植、稲刈・脱穀の3作業の平均面積を加えたもの）のうち、経営耕地面積5ha以上の販売農家が請け負った面積のシェアは、他の階層のシェアが横ばいないし低下傾向にあるなかで、2年の13%から12年には30%まで大きく上昇している。

(担い手への一層の農地集積が必要である)

以上のように、近年、大規模経営への集積を中心に農地の利用集積が促進されてきているが、先にみたように認定農業者の多くが、経営上の課題として「農地集積の問題」をあげているという実態をみれば、いまだ担い手への集積は十分な水準であると

図Ⅱ-26 農家等が借り入れている田面積の借入主体別割合の推移（都府県）



資料：農林水産省「農業センサス」

注：農家以外の農業事業体（経営目的が販売）と販売農家が借り入れている田の総面積に対する経営耕地規模別の販売農家等が借り入れている田面積の割合の推移である。

はいいがたい。また、このような状況の背景として、近年の農産物の需要低下や価格変動等による将来的な農業情勢への不安から、担い手の規模拡大意欲が減退していることも考えられる。

農林水産省「農業経営統計調査（米生産費統計）」により、10アール当たりの土地純収益（粗収益－物財費－労働費－資本利子）及び実勢借地料を用いて、貸借による規模拡大の経済的有利性についてみると、理論上土地純収益が実勢借地料を上回る場合には、借地経営による収益から借地料が支払い可能となり、借地を行う有利性があることとなるが、その損益が分岐する経営規模は、経年的に大規模層に移動している（図Ⅱ-27）。これは、借地による規模拡大の経済的メリットが年々低下していることを示すものであり、こうした状況が担い手の規模拡大意欲の減退の一因となっているものと考えられる。

このため、行政や農業委員会、農協等の関係機関が一体となり、農地の利用集積に関する各対策を効果的に進めるとともに、規模拡大に意欲的な経営体に施策を集中するなど、より一層の取組みの強化を図ることが重要である。

また、上記のような近年の土地純収益の動向のもとで、こうした経済情勢の変化等が借地料水準に適切に反映されるよう、地域の関係者の取組みが期待される。

（良好な営農条件を備えた農地を確保する必要がある）

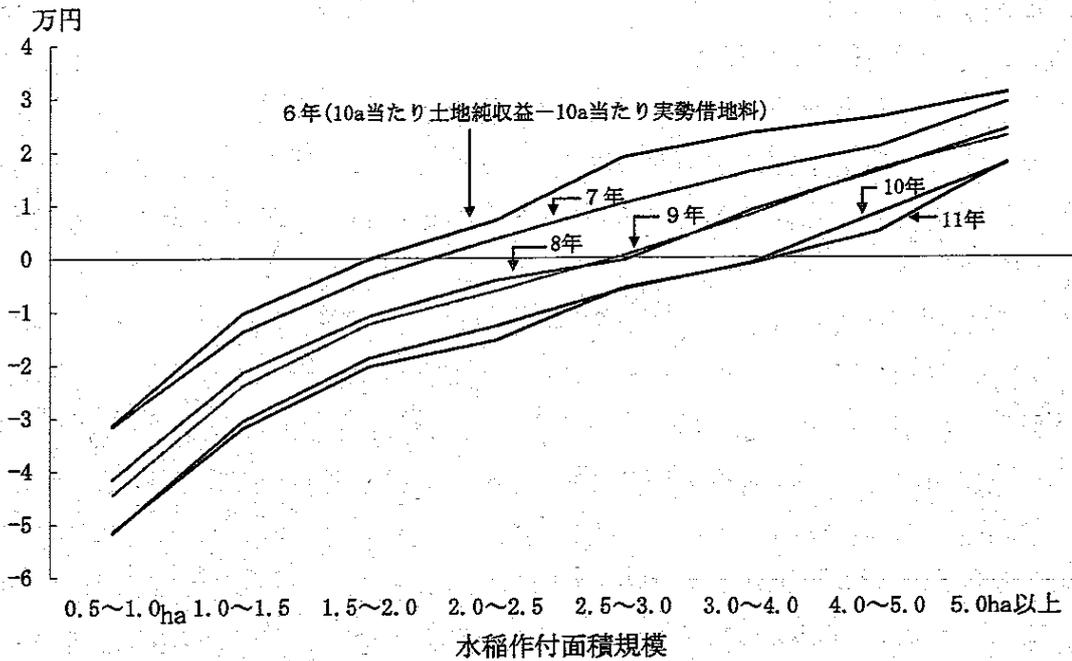
農地の利用集積により大規模経営に農地が集積されたとしても、その農地が小区画で広範囲に分散している場合には、作業効率が向上せず、生産コストの低減等農地集積の効果が十分に発現されない。このため、農地の大区画化・集団化等のほ場整備と一体的に農地集積を行うことが効率的かつ効果的であり、ほ場整備事業は事業実施を契機として、分散した農地の利用関係を調整し、このような地域農業の構造改革を実現するうえで大きな効果を有している。例として平成8年度から10年度に完了した都道府県営ほ場整備事業98地区の実績をみると、担い手の経営規模は実施前の1経営体当たり2.9haから2.5倍の7.2haに拡大し、労働時間は10アール当たり56時間から約3分の1の20時間に短縮されている。

また、こうした良好な営農条件を備えた農地を確保することは、担い手の農地集積意欲を高めるなど農地の利用集積を促進させる要因ともなるため、今後、農地の利用調整活動等ソフト面での取組みも含め、こうした事業を一層推進していくことが重要である。

さらに、食料自給率向上等の観点からは、水田における麦、大豆等を中心とする土地利用型農業の活性化や野菜等の主産地形成を推進するうえで、水田の汎用化^{*1}の推

*1 巻末〔用語の解説〕（P. 359）を参照。

図Ⅱ-27 貸借による規模拡大の損益分岐規模の推移 (都府県・販売農家)



資料：農林水産省「農業経営統計調査（米生産費統計）」

注：1) 土地純収益は次式により算出した。

土地純収益＝粗収益－物財費－労働費－資本利子

2) 実勢借地料は小作地の実勢地代である。

3) 土地純収益及び実勢借地料は3か年移動平均値である。

進も重要な条件となっている。12年における農地の整備状況^{*1}をみると、水田については、30アール程度以上に整備された割合は58%（うち1ha程度以上の大区画は5%）、用排水の分離や暗きょ排水等を整備した汎用田面積の割合は45%となっている。一方、畑については、農道に接続され効率的な営農が可能な面積の割合は70%、作物の収量安定、品質向上、多品目化等を可能とする畑地かんがい施設が整備された割合は19%となっている。

次に耕地利用率^{*2}をみると、昭和35年の133.9%以降低下傾向にあり、平成6年には100%を下回った。その後11年以降は、「水田農業経営確立対策」等の実施を背景に麦類や大豆等の作付面積が増加していることから、下げ止まりのきざしがみられ、12年の耕地利用率は94.5%となっている。食料・農業・農村基本計画では、我が国食料の安定供給の確保に向け、22年における農地面積を470万ha、耕地利用率を105%と見込んでおり、この目標達成のためには、現在のテンポを上回る耕地利用率の向上が必要であり、このための条件整備としてもほ場整備事業等による農地の営農条件の改善が重要となっている。

（農業用水は我が国の水利用の3分の2を占め、多面的な役割を担っている）

農業用水は農地とともに、食料生産に不可欠な要素であり、農業と水利用技術の発展の過程でその確保が図られてきた。国土庁（現国土交通省）の推計（平成10年）によれば、現在の農業用水の使用量は年間約586億m³となっており、我が国の水利用の全体量約887億m³の3分の2を占めている（図Ⅱ-28）。

このような我が国の水利用の大部分を占める農業用水は、全国に張りめぐらされた農業用排水路網^{*3}によってほ場へ配水される（図Ⅱ-29）。水田稲作では河川より取り入れられた水の大部分が地下水となるか下流河川に還元され、これらの水の多くは下流域での農業用水や上水道等の都市用水として循環利用が可能である。

こうした農業用水は、かんがいに利用されるだけでなく、農業集落の防火、消流雪、農機具等の洗浄等に活用されているほか、農村の景観形成、親水、生態系保全、水路の水質保全等の役割も担っており、これらの地域用水機能^{*4}に対する地域住民の期待は高まっている。また、農業用排水施設は雨水や生活雑排水等地域排水の受入れにおいても、地域社会で重要な役割を担っている。

他方、都市化の進展や工業の発展に伴い、新たな生活用水や工業用水の需要が生じ

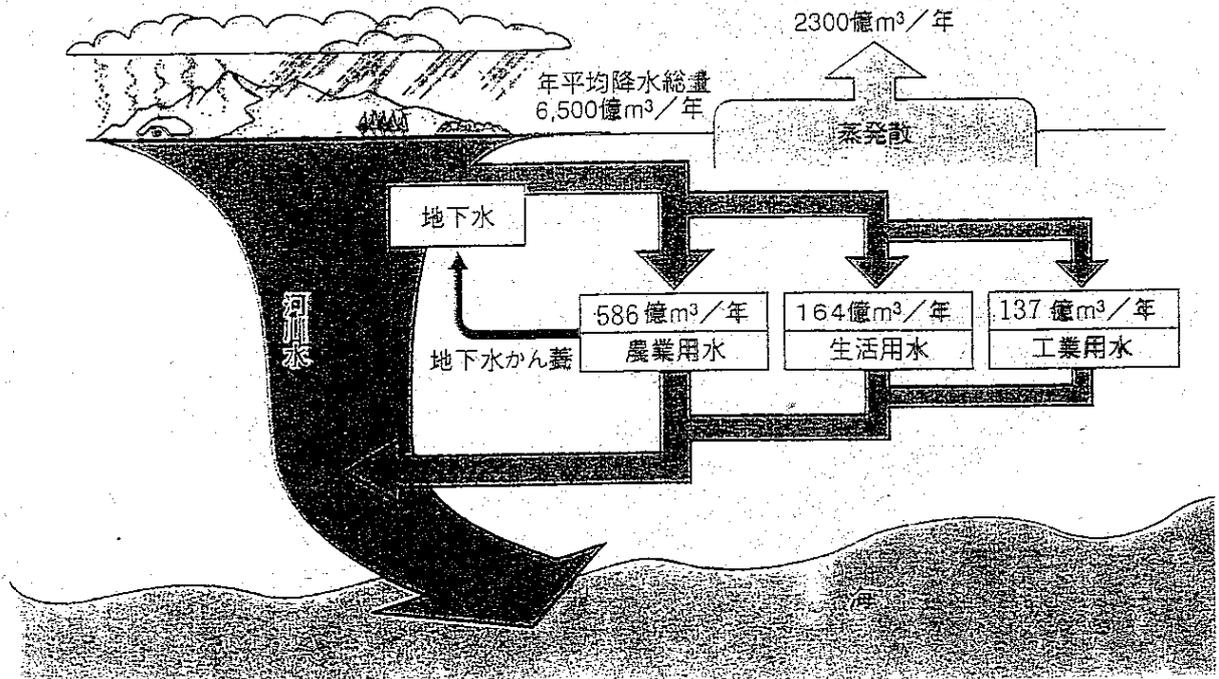
*1 農林水産省「耕地及び作付面積調査」（12年）、「第3次土地利用基盤整備基本調査」（5年）、「農用地建設業務統計」（6～12年）から推計。

*2 耕地利用率とは、耕地面積に対する作付延べ面積の割合である。

*3 末端支配面積が100ha以上の農業用排水路の延長は、全国で約4万kmに及んでいる。

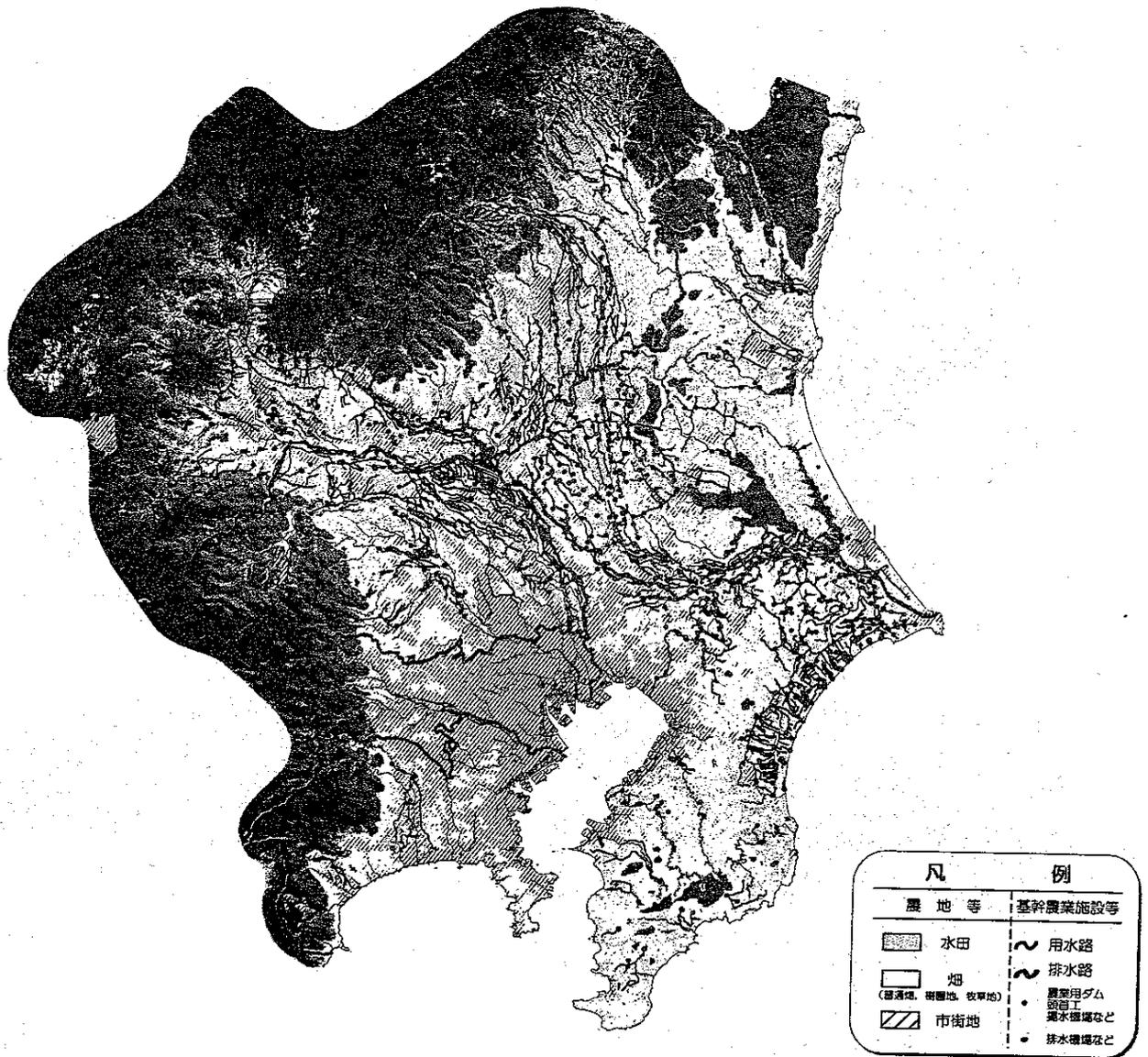
*4 巻末[用語の解説]（P. 360）を参照。

図II-28 日本の水収支（平成10年）



資料：国土交通省データを基に農林水産省で作成

図II-29 関東平野における農業用排水路網



資料：農林水産省「基幹水利施設整備状況調査」（7年3月調査）、「第3次土地利用基盤整備基本調査」（5年3月調査）

注：この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用したものである。（承認番号 平12総使、第292号）

ている一方で、水田面積の減少により農業用水の需要が減少している地域においては、末端の農地まで配水するための施設整備を行うなどして、必要な農業用水を確保しつつ他用途への転用が行われてきている。国土交通省の調査によると、昭和40年度から平成10年度までに、農業用水から他用途へ転用された累積は約40m³/秒となっており、これは約1千万人分の生活用水^{*1}に相当している。そのほか、渇水時には農家の人が番水^{*2}や水路の見回り、用水の反復利用等を強化して節水に努め、このような努力により節水された水は生活用水等へ融通されている。

このような農業用水の機能は、取水施設や水路等の農業水利施設の適切な整備によって発揮されており、昭和24年の土地改良法制定前から整備・蓄積されてきた農業水利施設の資産価値を再建設ベースで試算すると、平成7年時点で約22兆円に達している。これらの長期間をかけて整備されてきた国民的資産である水利施設は、順次更新時期を迎えており、農業地域のライフラインを形成する農業水利施設の機能を十分発揮していくためには、施設の計画的な整備・更新を推進していくことが重要である。

*1 1人1日当たりの使用水量を350リットルとして換算。

*2 節水のための配水管理であり、ほ場ごとに順番と時間を決めて配水するなどの方法がある。